

令和7年8月第8回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年8月8日（金）

午前10時00分から午前10時50分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員（38人）

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 3番 妹尾宗夫 5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明

10番 柴田博行 11番 松本正幸 13番 武村一夫 14番 吉岡 靖

15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 36番 浅田光明

37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 45番 筒井一行

46番 清水 晃

4. 欠席委員（7人）

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 4番 池田 実 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 12番 中山克己

推進委員 44番 佐子ゆかり

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第37号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更
の審議について

日程第5 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に
よる農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第6 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

主事 福井悠大 福田有子

7. 会議の概要

(午前 10 時 00 分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和 7 年 8 月の総会を開催いたします。

それでは、会長にご挨拶をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。

盆にも近づいてまいりまして、大変お忙しいところだというふうに思いますが、出席いただきまして大変ありがとうございます。盆を目指していろいろ栽培されておられる方もあろうというところでございます。ちょっと委員が少ないようです。よろしくお願いいたします。

梅雨が明けまして連日厳しい暑さが続いておりました。まだ続いておりますけど、なかなか今年は梅雨があまりなかったということで水不足というのが懸念されておりました、大変期間が長かったのいろいろなポンプアップを河川やため池からしている姿もよく見るがありました。昨日の雨で少しは何とかなったんだろうというふうに思いますが、久しぶりの雨で少し安心いたしました。また、話題になっております米のことですけど、政府のほうは米価が高騰した原因は量が不足していたんだということを発表されました。生産量も農家のほうも減っておりますし、生産調整のこともありまして非常に厳しいところがあったというふうに思いますが、農水省の見方が少し誤っていた、対策が遅れたということでもかなり高騰したというところがございます。政府のほうも今度は増産体制に入るということを言っております。党内にもいろいろな意見があるようですが、何とか農家が生き残っていけるような米価でなければなりませんし、そこらをしっかり考えた対策を立てていただきたいというふうに思っております。これから暑い日がまだまだ続くと思いますが、何とか頑張っていきたいというふうに思いますので。皆さんも活動が、またこれから忙しくなりますけど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日、開会したいと思います。

事務局長 ありがとうございます。

本日、欠席委員の方が 6 名いらっしゃいます。1 番委員、2 番委員、4 番委員、8 番委員、9 番委員、12 番委員の 6 名でございます。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は 19 名中 13 名でございます。定足数に達しておりますので、8 月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることとなっております。以降の議事の進行は会長よろしくお願いいたします。

いたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程 1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 35 条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員は、15 番、 委員、16 番、 委員を指名いたします。

日程 2、議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について。

1 ページをお開きください。

本日審議していただく案件は 19 件となります。農地法第 3 条第 2 項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号 1 ですが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田 1 筆 971 m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15 番委員さんから説明をお願いいたします。

15 番委員 議長。

議 長 はい、15 番委員。

15 番委員 15 番です。

審議番号 1 について報告します。

7 月 26 日、譲渡人、譲受人と現地で現状の確認を行いました。譲受人は昨年 5 月頃、倉敷から北房に移住してきてブドウ栽培を進めている方です。農業で生計を立てる計画で、今までも数件の増反のため譲受を進められている方です。譲渡人は数年前まで稲作栽培を行っていたが、この地域の水利条件がよくないため、耕作放棄地が増える中、自分も高齢になり、稲作作りを断念しています。ここ数年、田んぼの草刈り等を行っていたときに近隣圃場を耕作する譲受人のことを知り、自分の圃場も役に立ててもらえればと思い、知人の紹介もあり、このたび無償贈与での権利移転の運びとなりました。譲受人は昨年 5

月に移住してきて、ブドウ栽培を行うため、苗木を植え、農業で生計を立てるように努めています。今回譲り受けた田んぼは数か月前から話を進めていたこともあり、既に夏野菜等を植えて収穫を進めていました。畑にはトマト、キュウリ、メロン、ナスなどが植えてありました。道の駅などに出荷して生計の足しにしているようです。農業機械としては、軽トラ、ユンボ、トラクター、運搬機、農薬散布機、草刈り機などを所有しており、圃場の管理は十分行われていると思われます。今後は秋野菜などを植え、農業で生活が立てられるようにと、頑張っていきたいとのことでした。その他指摘事項はありません。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田2筆1, 069㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

審議番号2について報告します。

7月26日に譲受人と現地で状況確認を行いました。この場所は先ほど、審議番号1で報告した場所のすぐ隣ぐらいの位置関係にあります。譲渡人とは7月28日、自宅を訪ねて話を伺いました。譲受人は昨年5月頃、倉敷から移転してブドウ栽培を進めている方です。譲渡人は商売を主としており、親が元気なときは稲作を行っていたが、親も亡くなり農業に手が回らなくなり耕作放棄地になっていました。ここ数年、田んぼの草刈り等を行うのみということで、近隣の圃場を耕作する譲受人のことを知り、自分の圃場も役に立ててもらえればと思い、知人の紹介もあり、このたび無償贈与での権利移転の運びとなりました。譲受人は昨年5月に移住してきており、ブドウ栽培を行うために苗木を植え、農業で生計を立てられるように努めています。今回譲り受けた田んぼも数か月前から話を進めてあったこともあり、ブドウの苗を植える準備としてブドウの棚のくいを立てて、現状ブドウ作りのために進めております。農業機械としては、軽トラ、ユンボ、トラクター、運搬機、農薬散布機、草刈り機等を所有しており、圃場の管理は十分行われていると思われます。今後、ブドウを主として野菜栽培を行い、農業で生計を立てられるようにいろいろ準備を進めてい

るようです。

この2件とも手続のため、書類準備のために時間がかかり、数か月かかってここに、無償贈与という形での運びとなったようです。その他指摘事項はありません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆205㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議 長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 23番です。

番号3について、7月26日に譲受人に立会いいただき現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は県外在住であり、高齢のため維持管理していくことが困難なため、親戚である譲受人に贈与することになりました。譲渡人は高齢で入院されておられたため、お孫さんとお電話でお話をさせていただき、贈与すると返答をいただきました。譲受人は今年4月に畑に隣接する家に引っ越され、夫婦2人で生活されておられます。既に畑を耕作されており、今ネギを植えておられます。農機具は隣の親戚から借りていますが、行く行くは農機具をそろえて野菜栽培をしたいとのことで問題ないと思われまふ。その他指摘事項はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆856㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議 長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 23番です。

番号4について、8月2日に譲受人に立会いいただき現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は県外在住

であり、高齢のため維持管理していくことが困難なため、譲受人に不動産会社を通して売ること話がつきました。譲渡人は県外在住のため、電話でお話をさせていただき、お譲りしますとの返答をいただきました。譲受人は今年7月に畑に隣接する建物にパソコン関係の事務所兼倉庫として経営されておられ、畑には柿、梅が植えてあり、それを守っていききたいとのことで、畑は草刈り等の管理をされています。実家の農機具を使用して今後も管理していくとのことです。支障はないと思われます。その他指摘事項はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5、番号6、番号7については関連する内容ですので事務局より一括して説明をお願いします。

事務局主事 番号5でございますが、番号6、7と関連した申請ですので一括して説明いたします。お手元の資料も併せてご覧ください。

番号5、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 122㎡を、売買によります所有権移転の申請。

番号6、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田1筆10㎡を、贈与によります所有権移転の申請。

番号7、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆10㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番です。

番号5の説明をして、6と7、続けて説明をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

8月3日に譲渡人、譲受人、両者立会いの下、現地で確認を行いました。譲渡人は倉敷に在住で、父親から相続で受け継ぎ、本件の土地も受け継いで休耕ということで譲受人を探していました。近所の譲受人との話が今回まとめ、権利移転することになったそうです。譲受人は自宅の狭い土地で野菜などを作っていて管理機などを所有していますが、前々から畑が欲しいということで、その畑の隣に位置するところですが、孫も大きくなり、手伝うということで問題はないと思われます。あと、特に指摘事項はなしです。

番号6に続けていきたいと思っております。番号6は番号5の一体した土地で番号5に隣接した土地で、譲渡人と譲受人は近所で、お互いの親が

ら相続のときに話も聞いてなかったんですが、親が話合いで利便性のいいように畝を作ってお互いに平米数を、権利移転をしないまま耕作をしていたそうです。ここで話があり、権利移転しないと駄目だということで、現状の畝に合わせて権利移転することになりました。譲受人は大阪府に在住していて自宅は空き家なんですけど、相続はして管理はできないため、隣の人に管理をしてもらっているので問題はないということです。指摘事項は特にありません。

続いて、番号7なんですけど、これは番号5と6に隣接した田で、譲受人と譲渡人は近所で、番号6の件と同じ面積を権利移転することです。譲受人は番号5の人と同じで、現状の畝のまま権利移転して管理をしていくということなので問題はないと思います。その他指摘事項は特にありませんので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号8でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 653㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いいたします。

26番推進委員 議長。

議 長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

それでは、番号8について報告いたします。

8月2日に譲受人、そのご主人と2名とお話を伺いました。そして、併せて現地確認も行いました。譲受人と譲渡人は近隣同士であります。数年前、譲渡人が交通事故に遭い体調がよくなり、譲受人に相談し、それから譲受人が耕作をずっと行っております。このたび譲渡人が高齢でもあり体もよくなり施設に入所することになり、売買の話がまとまり、今回の申請をするものでございます。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は自分の農地を含め稲作、野菜等を栽培しており、今後もし引き続き農業を行っていくと話しております。特に問題はないと思われまふ。その他指摘事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、久世の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆1, 014㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。

す。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号9について報告します。

7月30日、譲渡人は電話で、譲受人は現場で確認をしながら電話で話を聞きました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は地区外に住んでおり、長年にわたり譲受人に耕作を依頼してきており、今後も譲渡人は耕作する意思がなく、今回の話がまとまったものです。譲受人は現在ブドウを栽培しております。譲受人の耕作状況などですが、譲受人は母親と夫婦2人、計3人で暮らしており、本案件の場所は自宅の前にあり、農地取得後もブドウ栽培を続けていくとのことでした。なお、譲受人はブドウ以外、野菜作りも行っております。その他特に指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、落合の譲渡人が、落合の法人に、申請農地、畑3筆5,474㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号10につきまして、8月4日に譲受人、譲渡人、双方立会の下、現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は長年にわたり申請地で畑を作ってこられましたが、労力不足により耕作困難のため、3年前に譲受人との売買の話がまとまり、そこから譲受人が申請地を管理していました。売買の話のときに国土調査が入っていて、その成果が法務局に入ってから所有権移転登記をする話になり、このたび譲受人が申請地を取得するものです。譲受人ですが、農地所有適格法人としての会社で、主要野菜16品目、季節によって栽培できる野菜を出荷して、農業従事者17人、申請のこの場所は今野菜苗ハウスとかイチゴハウス、ほだ木によるシイタケ栽培、手広くやっておられます。申請地取得後も農作業に従事するものと認めます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

ます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 1 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 1 1 でございますが、落合の譲渡人が、落合の法人に、申請農地、田 1 筆 7 4 6 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく 5 番委員さんから説明をお願いいたします。

5 番委員 議長。

議 長 はい、5 番委員。

5 番委員 5 番委員です。

番号 1 1 につきまして、8 月 5 日に譲渡人の立会の下、現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は昨年夫を亡くされておられ、申請地の田は労力不足のため長年耕作されておらず、3 年前に譲受人と亡くなった夫と国土調査の成果後に所有移転登記の話が約束されていまして。譲渡人も夫からの話をよく承知されているとのことで、このたび譲受人が申請地を取得するものです。譲受人ですが、先ほど番号 1 0 と同じですので省略しますが、畑作に必要なあらゆる農機具を所有しておられます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 1 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 1 2 でございますが、落合の譲渡人が、落合の法人に、申請農地、田 1 筆 2 , 4 5 6 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5 番委員さんから説明をお願いいたします。

5 番委員 議長。

議 長 はい、5 番委員。

5 番委員 5 番委員です。

番号 1 2 につきまして、8 月 5 日に譲渡人と立会の下、現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は長年にわたり申請地で稲作を行っていましたが、水の便利が非常に悪く、またここ数年体調も悪く、自ら耕作することが困難であるため、3 年前に譲受人と売買の話がまとまり、同じく国土調査後に所有権移転登記をする話になっていて、このたび譲受人が申請地を取得するものです。譲受人ですが、先ほど番号 1 0 、 1 1 と同じですので省略しますが、会社の方針として耕作放棄地なども利用して農業の発展と、地域

を活性にして社会貢献し、会社の繁栄にもつなげていきたいということです。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 13 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 13 でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田 1 筆 293㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34 番推進委員 議長。

議 長 はい、34 番推進委員。

34 番推進委員 34 番推進委員です。

番号 13 について報告いたします。

7 月 26 日に譲渡人と電話で、8 月 4 日に譲受人と現地確認をしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は現在市外に住まれ家も建てられており、今後こちらに帰る予定はないとのことで、勝山にある家や田を誰かに譲りたいと考えて幼なじみの譲受人に相談したところ、話がまとまり申請するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は 1 人で住まわれています。耕作状況ですが、トラクターとコンバインを 1 台ずつ所有されており、約 1 反 2 畝を水田耕作されています。田植と稲刈りの時期はいとこが手伝いに来られるそうです。今回譲り受けた田は家の前にあり、現在の田の隣になるため、管理しやすいと言われていました。不耕作目的の取得ではありません。必要な農作業に従事すると認められます。その他の指摘事項もありません。審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 14 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 14 でございますが、市外の譲渡人が、美甘の譲受人に、申請農地、田 3 筆 4,783㎡、畑 1 筆 449㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6 番委員さんから説明をお願いいたします。

6 番委員 議長。

議 長 はい、6 番委員。

6 番委員 6 番委員でございます。

番号 14 の案件について説明させていただきます。

この案件は、田と畑の売買によります所有権の移転の申請であります。

す。譲受人さんに聞き取り調査をいたしましたところ、譲渡人さんは県外に居住しており、今後こちらのほうに帰り農業をすることもないので農地を処分したく相談しておりましたら、なかなか見つからないため、申請農地に隣接しております譲受人に購入していただけないかと相談したところ、譲受人さんは車庫等のすぐそばで隣接しているのもあり、不在地主及び耕作放棄地解消のため、購入してもいいと売買が今回成立いたしました。耕作に必要な機械等は整備されており、何も問題ないと思われます。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 15 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の 3 ページ目をお開きください。

番号 15 でございますが、市外の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田 1 筆 9 4 8 m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4 番委員さんが欠席されておられますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 代読いたします。

番号 15 について、8 月 2 日に譲受人立会いの下、現地調査を行いました。譲渡人は岡山市に在住のため、電話確認を行いました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は岡山市に在住しており、対象農地は近所の農家に貸して耕作をしていただいていたいました。本人も高齢化が進むにつれ財産処分したいとの意向から、以前から近所付き合いしていた譲受人と話がまとまり、贈与により権利移転するものです。続きまして、譲受人及び世帯員の耕作状況についてですが、譲受人は 6 人家族で建設業との兼業農家であり、譲受人及び譲受人の両親が主に農業に従事しております。水稻 2 3 アール、野菜 1 5 アールを栽培しており、必要な農機具も完備しています。申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。

以上のとおり問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 16 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 16 でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田 1 筆 7 7 8 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4 番委員さんが欠席されて

おりますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 代読いたします。

番号 16 について、8 月 2 日に譲受人、譲渡人、双方立会いの下、現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲受人と譲渡人は親戚関係で、譲渡人は高齢で耕作する意思もなく、子供も県外に住んでいるため、財産整理したいとの意向から、譲受人とこのたび話が成立し権利移転するものです。譲受人は兼業農家ですが、仕事上、水田は自己保全管理をしてきましたが、この春退職と同時に 35 アールの水稻を中心に耕作しており、必要な農機具も完備しており、申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。以上のとおり問題ないと思われますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 17 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 17 でございますが、中和の譲渡人が、同じく中和の譲受人に、申請農地、田 3 筆 2, 079㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、40 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

40 番推進委員 議長。

議 長 はい、40 番推進委員。

40 番推進委員 40 番推進委員です。

権利移転する事由の詳細ですが、7 月 26 日、譲渡人、譲受人、農業委員、推進委員で現地確認しました。譲渡人は独り暮らしの高齢者で、農地の管理が大変になると心配していましたところ、隣に住む移住者に 1 年前から貸してある農地の売買の話がまとまりました。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は移住後、空き家を購入し、家族でウナギ屋を営んでいます。ほかの移住者の仲間から聞いた農業情報により農業に興味を持ち、昨年から水稻栽培を行っています。手持ちの農機具は刈払機のみで、ほとんどが手作業であるが、他の機械が必要なときは譲渡人や先輩移住者の協力をもらってやっています。その他指摘事項はありません。ご審議のほうよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 18 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 18 でございますが、中和の譲渡人が、同じく中和の譲受人に、申請農地、田 1 筆 733㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。

ます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明をお願いいたします。

40番推進委員 議長。

議 長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番推進委員です。

権利移転する事由の詳細ですが、7月26日、譲渡人、譲受人、農業委員、推進委員で現地確認しました。兄が農業に従事しており、数年前から作業を手伝っていたが、自分の土地を所有し耕作したいと思い、売買に至りました。譲受人の耕作状況ですが、専従農家の兄を手伝っている間に農業に興味を持つようになった。兄は農業機械を一式所有しており、協力を得ながら農作業していこうと考えている。譲受人は両親と同居しており、兄も近くに居住しておりますので何ら問題はないと思います。その他指摘事項はありません。よろしくご審議のほうをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号19について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号19でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆615㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議 長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番推進委員です。

19番について説明します。

7月31日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。譲渡人とは電話にて確認を行いました。権利移転の理由は、譲渡人は高齢となり土地を受け継ぐ人もいないため、以前より管理していた遠縁に当たる譲受人との話がまとまり、今回の権利移転となりました。譲受人は水稻を栽培していて、農地の管理に必要なトラクター、草刈り機などは所有しており、管理に問題はないと思われます。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長　　ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程３、議案第３６号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日まで審議いただく案件は1件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、使用借人（市内法人）は、建設業を営んでおり、このたび申請地付近で市が発注する公共災害復旧工事の施工に伴い、資材置場が必要となったことから、申請農地、畑1筆211㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、資材置場として使用するため、一時転用申請するものです。一時転用期間は、令和7年8月18日から令和8年2月28日までとなっております。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、資材を置くため敷鉄板等の敷設費用として〇〇〇〇円。添付書類は、被害防除計画書のほか土地利用計画図等書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、２８番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号 1 について発表します。

7月30日、使用貸人は電話で、使用借人は現地にて話を聞きました。転用する事由の詳細ですが、このたび市道[]線においてのり面

が崩れたため、のり面復旧工事を行うこととなり、工事関係、資材置場、駐車場を目的に今回使用貸人より借り受け、一時転用するものです。申請地の位置ですが、市道■■■■線と市道■■■■線との分岐点にあります。周囲の状況ですが、東は道路、西は宅地、南は農地、北は宅地。周辺農地への影響ですが、三方は宅地、道路になっており、南側は農地ですがブドウ栽培をしており、本案件は資材置場であるため農地への影響はないと思われます。特にその他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第37号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主幹

議案第37号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日ご審議いただく案件は1件でございます。

7ページをご覧ください。

番号1でございますが、本案件は追認案件となっております。

本案件は、申請人が令和6年10月10日付真農委指令第510号で農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けた案件でございます。変更の理由ですが、当初中国自動車道の補修工事の施工に当たり工業用施設用地として農地の一時転用許可を受けていました。このたび補修工事の工事期間が延長されたことにより、一時転用期間の延伸

が必要となったため、事業計画を変更するものです。当初計画での期間満了日は令和7年6月30日まででしたが、今回令和7年9月30日まで期間延長する申請となっております。既に一時転用期間が満了しており、申請人が失念により農地法による計画変更の許可申請をしていないことに対し深く反省し、今後このようなことがないようてんまつ書を提出しております。その他使用目的につきましては、露天資材置場として使用することで変更はございません。なお、本案件は農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと考えます。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いいたします。

29番推進委員 議長。

議長 はい、29番推進委員。

29番推進委員 29番推進委員です。

番号1について報告します。

7月28日に使用借人と現地で話をし、使用貸人とは電話にて話をしました。本件は令和6年10月の総会において審議許可した事案です。このたび工事期間が延長されたことにより工業施設用地としての農地の一時転用許可の期間を変更するものです。申請地の位置は、真庭市■■■■地内にあり、国道181号線より北に約300mのところにあります。東に河川、西に市道■■■■線、南に田、北に空き家、これは使用貸人の実家です。周辺農地への影響はありません。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 5、議案第 38 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第 38 号について、9 ページをご覧ください。

議案第 38 号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による貸借権設定を同時に行うもので、田 40 筆、畑 2 筆が貸借権設定されるものでございます。また、12 ページの所有権移転につきましては、田 2 筆 1,859㎡が、落合の譲渡人から、岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて、同じく落合の譲受人へ、売買により移転するものでございます。案といたしまして、令和 7 年 9 月 10 日付で公告の予定でございます。内容については全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 38 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 6、報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 報告第 15 号についてご説明いたします。

13 ページをお開きください。

報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の 4 件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 報告第 15 号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

質問、意見等ないので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前 10 時 50 分 閉会)

